

令和元年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番 露木 聖一 7番 野谷 茂

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第8号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

会議の状況

【議長】

それでは第3回の総会を開催したいと思います。

出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

6月5日に里山づくり推進協議会で田植え体験を実施しました。出席していただいた委員の方はありがとうございました。秋には稲刈り体験がありますので、ご協力いただければと思います。

また、6月12日に農業会議の第130回通常総会が開催されました。農業会議では、何か困っていることや事務局では足りないことがあれば意見を聞くこともできますし、知恵、知識のある方がいます。情報収集等様々な事に利用できれば良いと思いますので、何かあれば私に聞いても良いですし、機会がありましたら利用していただければと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、6番露木委員、7番野谷茂委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の国道沿いの二宮町立体育館入口に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、駐車場としての転用目的での農地転用手続きになります。以上です。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。本案件のナンバー2は中村委員に係る案件であることから、ナンバー1とナンバー2を別々に諮らせていただきます。それでは、事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。ナンバー1について、野谷茂委員、お願いします。

【委員】

ナンバー1の農地について、6月18日山西・川匂地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は川匂の御嶽下に位置する農用地区域の農地で、面積は487㎡です。対象地は利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作をしており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第7号関係資料をご覧ください。

ナンバー1についてです。1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は大豆等を作付けする予定となっております。

当該地は、平成28年7月1日から令和元年6月30日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

なお、最初に利用権設定を行ったのは平成25年度であり、継続申請は今回が2回目となります。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のナンバー1について「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めま

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。
それでは、ナンバー2について議題といたしますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員に退席を求めます。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業員の現地確認報告をお願いします。ナンバー2について、露木委員をお願いします。

【委員】

ナンバー2の農地について、6月18日に一色地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地で、面積は1,807㎡のうち800㎡です。

対象地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

す。報告としては以上となります。

なお、利用権設定に伴う農業委員の現地確認において、借受者が新規就農者などの場合は、有機栽培など、栽培方法や考え方が従来と違う場合もあることから、現地確認の際は、出来るだけ借受者に立ち会っていただき、営農計画なども含めて話を聞くのがよいと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、ナンバー2について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第7号関係資料をご覧ください。

ナンバー2についてです。5ページに農用地利用集積計画書、6ページに位置図、7ページに公図の写し、8ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は根菜類等の多品種を作付けする予定となっております。

当該地につきましては、平成28年7月1日から令和元年6月30日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題ないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

ナンバー2の現地確認報告について、借受者の立ち会いを求めた方が良い旨の話がありました、具体的に教えてください。

【事務局】

本案件の借受者は、有機栽培を行っております。そのような場合ですと、農業委員および事務局だけで現地確認をしても、正しく耕作されているのか等が分からないことがあります。当該地は、作付けされていない箇所があり、今後、有機栽培の観点からどのようにしていく計画なのか分からない部分がありました。適正な判断・審査のためには、借受者に立ち会っていただき、営農計画等について聞き取りを行うことが必要ではないかという意見が現地確認を行った委員の中であり、その旨の提案となります。

【委員】

現在、その他で借りている畑の状況を見て、判断した方が良いと思います。

【事務局】

現状借りている場所に関しましては、耕作されていることを農地パトロール等で確認しております。

【委員】

本案件は、借受者は立ち会っていますか。

【事務局】

立ち会っていませんが、耕作は行っている、良いのではないかという現地確認報告であると思います。ただ、通常の場合は草を刈りながら周囲に迷惑をかけないようにしますが、有機栽培等になると、草を刈って肥料にする等、一般的な農法と違うため、

正しい方法なのか理解できない部分があるかもしれませんので、周囲の方が心配されな
いよう、今後については、借受者に話を聞いた方が良いのではないかと提案となっ
ております。

【議長】

周囲に迷惑をかけない程度の管理をしながら、自然農法だと言われている農業者もい
ます。果たして、それをどういう形で認めるのかということは相当な議論になってしま
います。農地をできるだけ誰かに管理していただき維持できればと良いと思いますが、
周囲との協調性は持っていただきたいです。それについては、事務局でも指導をしてい
ただき、農業委員会としても重視していかなければならないと思います。

【委員】

現地を見ていない委員は現状を把握できないので、現場の写真を撮って、資料と合
せて総会に出した方が良いと思います。そうすることで、全員が情報を共有し、様々
な意見をもって審議することができると思います。

【議長】

借受者の立ち会いをお願いすること、現状の写真を撮ることを新たに取り入れて現
地確認を遂行することによろしいのではないのでしょうか。また、経営方針等について、
営農計画書になるべく記載するよう事務局で指導していただきたいです。

【委員】

立ち会いについては、事務局と農業委員の現地確認、または農地パトロールでの結
果を基に借受者から話を聞く必要があると判断した場合は、立ち会いを依頼した方が
良いと思います。

【事務局】

農地の状況については地元の農業委員がよく理解していると思うので、例えば現地
確認の日程調整をする際に、立ち会いが必要であるか農業委員に意見を聞いた上で決
めるやり方であれば、限られた期間の中でスムーズに進められますと思いますが、い
かがでしょうか。

【議長】

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、地元農業委員等の
意向を聞いた上で現地調査するという形で進めていくということでご理解をしてい
ただきたいと思います。

【委員】

利用権設定については、研修生等に耕作させる場合は、問題ないのでしょうか。また、営農計画書の補助的従事者に加える形が良いのでしょうか。その場合、立ち会いの依頼先は誰になるのでしょうか。

【事務局】

借受者が判断し決めている中で、例えば、研修生や従業員、ボランティア等に耕作させるというのは問題ありませんが、借受者が最終的に管理しなければいけません。立ち会いに関しましても、借受者が立ち会うのが良いと思います。

補助的従事者については、確定的であるならば加えても良いと思います。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のナンバー2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

それでは、中村委員の復席をお願いします。

ただいまの議案第7号ナンバー2については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第8号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第8号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

農地法第3条により農地の売買や貸し借りをする場合、農業委員会の許可が必要となります。

下限面積とは、同法第3条許可を得るための一つの要件となっており、権利取得後の面積が下限面積を超えない場合には許可できません。

同法第3条で下限面積は、原則、権利取得後の農地面積が、都道府県は50aとされていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

現在、二宮町においては30アールとなっておりますが、別段の面積の基準として、別段の面積未滿の農地を耕作している者の数が4割以上となることが定められており、基準に基づき算定すると、当町では25アールに設定することも可能であることから、下限面積の緩和について事前にご意見を伺い、今年度の下限面積については、25アールとしています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

下限面積を緩和するのは、農地の売買を考えている方からの相談があったからなのでしょうか。

【事務局】

特にそのような相談はなく、それによる変更ではありません。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第8号農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定について、「原案のとおり設定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、「原案のとおり設定する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前11時15分閉会